

令和6年7月26日  
山梨労働局

### 山梨地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

本審議会の傍聴を希望される方は、下記6の傍聴要領によりお申し込み下さい。

#### 記

- 1 審議会名 第3回山梨地方最低賃金審議会
- 2 日 時 令和6年8月5日(火) 15時～17時(予定)
- 3 場 所 山梨県JA会館 6階 中会議室 甲府市飯田1-1-20
- 4 議 題 山梨県最低賃金の改正決定について(答申)  
その他
- 5 傍聴予定人員 若干名
- 6 傍聴要領
  - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会(本審又は部会)の開催日、住所、氏名、電話番号、勤務先(職業)を明記の上、往復はがき等でお申し込み下さい。

.....  
申し込み先 : 〒400 - 8577  
甲府市丸の内1 - 1 - 11  
山梨労働局 労働基準部 賃金室  
TEL 055-225-2854 FAX 055-236-5055  
.....
  - (2) お申し込み締切日は、令和6年7月31日(必着)です。  
なお、お一人様1枚に限り有効です。
  - (3) 傍聴席に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選となります。  
なお、抽選結果については、後日、返信はがき等により連絡いたします。
- 7 その他
  - (1) 傍聴される場合は、別紙の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。
  - (2) 身体が不自由な方等は、傍聴の際に申し出て下さい。  
また、介護者を同伴する場合も、介護者の氏名とともに申し出て下さい。
  - (3) 不明な点がありましたら、山梨労働局賃金室(055-225-2854)へお問合わせ下さい。

別 紙

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 携帯電話・スマートフォン等の電源は、必ず切って下さい。
- 2 会場内で、ビデオ、カメラ、ICレコーダー等による撮影、録音はできません。
- 3 審議における言動に対し、発言、賛否の表明、拍手等を行うことはできません。
- 4 銃刀類をはじめとする危険物、プラカード・旗・のぼり・横断幕等の持ち込みはできません。  
また、会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用もできません。
- 5 その他、会場内では静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。  
また、審議会会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

\* 上記事項に反する行為を行う場合は、退去を命ずることがあります。

山 梨 労 働 局